## 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東日本大震災復旧・復興 支援助成実施要領

(平成23年10月3日平成23年度要領第8号)

**最近改正** 平成 26 年 11 月 6 日平成 26 年度要領第 7 号

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東日本大震 災復旧・復興支援助成実施要綱(平成23年度要綱第10号。以下「交付要綱」という。)第4条第 2項の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事 項を定める。

(被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業)

- 第2条 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業については、交付要綱に定めるもののほか、 次の各号に掲げるところによるものとする。
  - (1) 助成対象事業は、次に掲げる事業であること。
    - ア 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業
    - イ 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業
  - (2) 助成対象経費の合計額は、助成対象事業募集期間ごとに次の表に掲げる額を限度とする。

助成対象者	助成対象経費の限度額
東日本大震災による災害救助法適用市町村に所在する総合型地域	アの事業 4,000 千円
スポーツクラブ	イの事業 4,596 千円

(東北総合体育大会開催支援事業)

- 第3条 東北総合体育大会開催支援事業については、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。
  - (1) 助成対象事業は、東北総合体育大会を開催する事業であること。
  - (2) 助成対象経費の合計額は、助成対象事業募集期間ごとに次の表に掲げる額を限度とする。

助成対象者	助成対象経費の限度額
岩手県、宮城県、福島県	4,000千円

(スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業)

- 第4条 スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業については、交付要綱に定める もののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。
  - (1) 助成対象事業は、次に掲げる事業であること。
    - ア スポーツこころのプロジェクト 笑顔の教室
    - イ その他必要な事業
  - (2) 助成対象経費の合計額は、助成対象事業募集期間ごとに次の表に掲げる額を限度とする。

助成対象者	助成対象経費の限度額
公益財団法人日本体育協会	アの事業 200,000 千円
	イの事業 30,000 千円

(被災したスポーツ施設の復旧施設整備事業)

- 第5条 被災したスポーツ施設の復旧施設整備事業については、交付要綱に定めるもののほか、次 の各号に掲げるところによるものとする。
  - (1) 整備しようとする施設は、東日本大震災による災害救助法適用市町村に所在するものであること。
  - (2) 助成対象事業は、次に掲げる事業であること。
    - ア クラブハウス復旧整備事業
    - イ スポーツ競技施設復旧整備事業1件あたりの助成対象経費の合計額が10,000千円(助成金の額は7,500千円)以上のものであること(助成対象者が総合型地域スポーツクラブの場合を除く。)。
  - (3) 助成対象経費の合計額は、助成対象事業募集期間ごとに次の表に掲げる額を限度とする。

助成対象者	助成対象経費の限度額
東日本大震災による災害救助法適用市町村をその区	イの事業
域内に含む県が出資又は拠出したスポーツ団体	150,000 千円(助成金の額は112,500 千円)
	アの事業
東日本大震災による災害救助法適用市町村が出資又	15,000 千円(助成金の額は11,250 千円)
は拠出したスポーツ団体	イの事業
	150,000 千円(助成金の額は112,500 千円)
東日本大震災による災害救助法適用市町村をその区	イの事業
域内に含む県体育協会	150,000 千円(助成金の額は112,500 千円)
	アの事業
東日本大震災による災害救助法適用市町村に所在す	15,000 千円(助成金の額は11,250 千円)
る法人格を有する総合型地域スポーツクラブ	イの事業
	30,000 千円(助成金の額は22,500 千円)

(その他)

第6条 助成金の交付に関し必要な事項は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興 くじ助成金実施要領(平成15年度要領第16号)の規定に準じる。

## 附則

この要領は、平成23年10月3日から施行し、平成24年度以降に交付の決定を行う助成金から 適用する。

## 附 則(平成25年10月31日平成25年度要領第2号)

- 1 この要領は、平成25年10月31日から施行し、平成26年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成25年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

## 附 則(平成 26 年 11 月 6 日平成 26 年度要領第 7 号)

この要領は、平成26年11月6日から施行する。